

BMAビルメン FUKUOKA

業界のタイムリーな情報をお手元に

6

2019 : Issue 306

編集・発行／公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号（藤田ビル2F）
TEL (092) 481-0431 FAX (092) 481-0432 <http://www.fukuoka-bma.jp>



『未来のおそうじ』

勢門小学校1年 花本 みうさんの作品
2018年度（第24回）都市ビル環境の日
第11回「子ども絵画コンクール」優秀作品



ビルメン再起動への 会長伝言板

公益社団法人
福岡県ビルメンテナンス協会
会長 金子 誠



5月17日に開催しました福岡県協会の2019年度定時社員総会には多くのご出席をいただき、慎重審議を経て無事盛会裡に終了することができました。会員各位の熱心なご参加に感謝申し上げます。役員改選に伴う執行部人事では、小職・金子が推挙をいただき、会長職を引き続き仰せつかることになりました。今後とも一層のご指導ご鞭撻を何卒よろしくお願いいたします。

《総会開会時の冒頭会長挨拶の要旨をお伝えいたします》

ビルメンテナンス業界の現状

- ▶ 人手不足の深刻化、危機
- ▶ 働き方改革関連法規の施行
- ▶ 中小サービス業の現場力縮小化、困窮化

アクション・対策

- ▶ 外国人の就労制度を活用、活性化
- ▶ ビルメンテナンス業の生産性向上(品質向上と適正価格のバランス)
- ▶ 生産性向上の相乗効果がお客様に選ばれるビルメン業者となる
- ▶ 建築物保全業務マネジメントに関わるガイドライン、マネジメントセミナー
- ▶ ガイドラインに沿った適格な積算能力(協会・会員の勉強)
- ▶ インспекターの働きどころをインプット

目 標

- ▶ 総合的な生産性を向上させ、ビルメンテナンス業の生き場を作る

福岡県協会の事業

- ▶ 4つの委員会と5つの専門部会による構成
- ▶ 委員会、専門部会の事業は個別であるが、一つの束になり生産性をあげ大きな総合力になる

2019年度定時社員総会開催



冒頭の挨拶をする金子会長▶



2019年度定時社員総会が令和元年5月17日（金）午後2時30分から、ハイアットリージェンシー福岡において、正会員114名（委任状提出者55名を含む）が出席して開催されました。

定刻になり、吉次総務副委員長から本日の出席者は定款第17条に定める定足数を満たし、適法に成立する旨の報告があり、昨年の総会以降に亡くなられた協会関係者の方々のご冥福を祈り黙祷を捧げ、古賀副会長の開会の辞で総会は始まりました。

まず、金子会長が本総会へご出席いただいたことへの謝意を述べ、業界の現状や難題について説明があり、今後の施策について抱負を語りました。次に、議長団に水野吉親氏〔（株）サイド・ワン：福岡地区〕、谷川広行氏〔西部ビル管理（株）：北九州地区〕、田中廉氏〔西日本管財（株）：筑後地区〕を選出し、議案の審議に入りました。提出は5議案



でしたが、谷川議長のスムーズな議事進行により全て慎重に審議され可決承認されました。

今年は理事の改選時期でしたが、理事を12年間務められた西田光博氏〔東洋ビル管理（株）〕が勇退され、新しく江里口寛氏〔総合システム管理（株）〕が理事に就任し、新体制の紹介がありました。



▲新役員の紹介



▲福岡県保健医療介護部の飯田次長（写真右）と
福岡労働局労働基準部の尾崎課長補佐（写真左）

表彰式では、ご来賓に福岡県保健医療介護部次長 飯田幸生様、福岡労働局労働基準部安全課長補佐 尾崎俊明様をお招きし、金子会長の挨拶の後、福岡県知事 小川洋様、福岡労働局長 岩崎修様のご祝辞を頂戴しました。

まず、福岡県建築物環境衛生功労者表彰として、飯田次長より西村象吾氏〔(株)西村成美産業〕、後藤元生氏〔(株)九州総合管理〕、野形修一氏〔(株)大興社〕、倉重一男氏〔(株)ミカサ〕の4名に対して知事表彰が手渡されました。続いて、金子会長から建築物環境衛生事業功労者表彰として、吉次正利氏〔吉次商事(株)〕、森重利之氏〔(株)ダイワス〕、筒井俊之氏〔(株)フジクリーン〕、古賀孝氏〔(株)大川ビル管理〕、双須陸氏〔九州ビルサービス(株)〕の5名と建築物環境衛生事業優良従事者表彰として5社から選ばれた8名の方へ会長表彰状が贈呈され、受賞者を代表して佐野隆司氏〔安田建物管理(株)〕が謝辞を述べ、西田副会長の閉会の辞で総会を滞りなく終えました。

＊

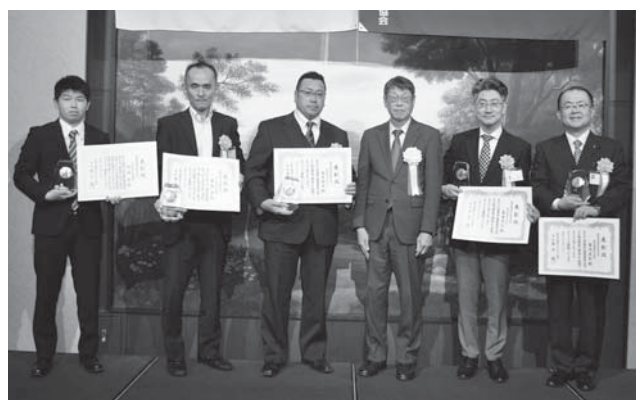
引き続き懇親会に移り、13 名の方にご来賓を賜



▲懇親会の模様



▲県知事表彰受賞の皆さん



▲会長表彰受賞の皆さん



▲会長表彰受賞の皆さん



懇親会での13名の
来賓の方々▶

り、賛助会の小園会長の乾杯の音頭で祝宴は始まり、約 120 名の参加者は情報交換や業界の動向について熱く語り合い、懇親を深めました。中締めは（一社）福岡県警備業協会の折田会長により万歳三唱の音頭を取っていただき、盛会裡に終了いたしました。

■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	3	4	2				1	
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	合計
人	1	1		3	1	1	1	18

■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人		1	2	2	1	3	9	18

■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	9	1	2	1	4	1		18

パートタイム・有期雇用労働法が施行されます

～正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差を解消しよう～

2020年4月1日施行

(中小企業の場合は2021年4月1日)

<改正のポイント>

- ①正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で基本給、賞与などあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。
- ②事業主は、パートタイム労働者・有期雇用労働者から正社員との待遇差の内容や理由について説明を求められた場合、説明する義務が課されます。
- ③行政による事業主の助言・指導等や裁判外紛争解決手続きが整備されます。

★改正法への対応に関して参考となる情報は、厚生労働省のホームページへ★

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

<問い合わせ先>

福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL.092-411-4894



KYOEI

株式会社 共栄ビル・パートナーズ

上司から
ひと言

平成30年10月からベトナム実習生を受け入れています。毎日元気で、職場でも笑顔が絶えません。日本語はまだ十分でなくても、真面目に働いてくれる彼女たちは、頼りになる存在です。

チョウ ティチュック フォン
・CHAU PHUONG さん(29歳)
・勤続年数:7か月

仕事が始めてで経験がないし、沢山わからない言葉があるので少し大変です。仕事が終わった後は、日本語の勉強をしています。私の趣味は旅行です。いろんな世界に行きたいです。日本に来て7か月になりました。仕事も食べ物もだんだんと慣れました。出来れば、日本でずっと働きたいです。



チャン ティハー
・TRAN THI HA さん(31歳)
・勤続年数:7か月

日本に来て言葉がまだ慣れないので、大変で淋しいです。機械が重く、使い方もむずかしい。私の趣味は音楽を聴くことです。夢は小さな店の経営をします。

時間外労働の上限規制が導入されます!!

大企業:2019年4月から 中小企業:2020年4月から

Ⅱ. 実務対応編

36 協定届の新しい様式

今回の法改正によって法律に時間外労働の上限が規定されたため、36 協定で定める必要がある事項が変わりました。このため、36 協定届の新しい様式を策定しています。

- 時間外労働又は休日労働を行わせる必要がある場合には、以下の事項について協定した上で、36 協定届(様式第9号)を所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。

新しい 36 協定において協定する必要がある事項		
労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合		
労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる労働者の範囲		
対象期間(1年に限る)	1年の起算日	有効期間
対象期間における ✓1日 ✓1か月 ✓1年 について、労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日		
時間外労働+休日労働の合計が ✓月100時間未満 ✓2~6か月平均80時間以内 を満たすこと		

- 臨時的な特別の事情があるため、原則となる時間外労働の限度時間(月45時間・年360時間)を超えて時間外労働を行わせる必要がある場合には、さらに以下の事項について協定した上で、36 協定届(様式第9号の2)を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

新しい 36 協定において協定する必要がある事項	
限度時間を超える場合	臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合における ✓1か月の時間外労働+休日労働の合計時間数(100時間未満) ✓1年の時間外労働時間(720時間以内)
	限度時間を超えることができる回数(年6回以内)
	限度時間を超えて労働させることができる場合
	限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置
	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
	限度時間を超えて労働させる場合における手続き

- ビルメン FUKUOKA 4月号7ページの **POINT 3** (上限規制の施行にあたっては、経過措置を設けています) のとおり、経過措置期間中は上限規制が適用されないため、従前の様式で届出してください。したがって、大企業であれば2019年4月以後の期間のみを定めた36協定から、中小企業であれば2020年4月以後の期間のみを定めた36協定から、新しい様式で届出してください。
- ただし、経過措置期間中であっても、上限規制に対応できる場合には、新しい様式で届出してもかまいません。

- また、用途に応じて、以下の様式が制定されています。

様式	用途
様式第 9 号	一般労働者について、時間外・休日労働を行わせる場合
様式第 9 号の 2	限度時間を超えて、時間外・休日労働を行わせる場合
様式第 9 号の 3	新技術・新商品等の研究開発業務に従事する労働者に、時間外・休日労働を行わせる場合
様式第 9 号の 4	適用猶予期間中における、適用猶予事業・業務に係る時間外・休日労働を行わせる場合
様式第 9 号の 5	適用猶予期間中における、適用猶予事業・業務において、事業場外労働のみなし労働時間に係る協定の内容を 36 協定に付記して届出する場合
様式第 9 号の 6	適用猶予期間中において、労使委員会の決議を届出する場合
様式第 9 号の 7	適用猶予期間中において、労働時間等設定改善委員会の決議を届出する場合

- 新技術・新商品等の研究開発業務に関しては、時間外労働上限規制の適用除外とされているため、一般労働者とは異なる様式となっています。(様式第 9 号の 3)

上限時間について法律の定めはないものの、限度時間(月 45 時間・年 360 時間)を超えて労働する労働者に対する、健康・福祉確保措置について協定するよう努めなければなりません。

健康・福祉確保措置の内容については、以下のものから定めることが望ましいことに留意してください。

- ① 医師による面接指導
- ② 深夜業(22 時～5 時)の回数制限
- ③ 終業から始業までの休息時間の確保(勤務間インターバル)
- ④ 代償休日・特別な休暇の付与
- ⑤ 健康診断
- ⑥ 連続休暇の取得
- ⑦ 心とからだの相談窓口の設置
- ⑧ 配置転換
- ⑨ 産業医等による助言・指導や保健指導

- ビルメン FUKUOKA 4 月号 7 ページの **POINT 4** (上限規制の適用が猶予・除外となる事業・業務があります) で示している事業・業務については、猶予期間中(2024 年 3 月 31 日まで)の様式として、従前のものを踏まえた様式となっています。
(様式第 9 号の 4、第 9 号の 5、第 9 号の 6、第 9 号の 7)
※従前の様式を流用いただくことも可能です。

! 新技術・新商品等の研究開発業務や、適用猶予事業・業務に従事する労働者についても、上限規制に対応できる場合には、様式第 9 号、様式第 9 号の 2 によって提出することができます。
その場合、一般の労働者と同じ様式に記載することも可能です。

※労働者派遣等により、複数種類の様式を用いる必要がある場合には、便宜的に一つの様式に記載することも可能です。

▽様式のダウンロードは、こちら▽

働き方改革 厚労省 36 協定



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

又は

労働基準関係主要様式



<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>



東福互光 株式会社

■変更事項 協会担当者の役職名

■変更日 令和元年5月17日

【新】専務取締役 行平 泰夫

【旧】常務取締役 行平 泰夫

講習会のお知らせ

清掃作業従事者研修会(集合教育) 〔基礎コースⅠ〕

研修目的 この研修は、厚生労働大臣登録従事者研修実施団体としての「清掃作業従事者研修実施要領」に基づいて、福岡県保健医療介護部生活衛生課の御指導・御協力を得て、事業登録を行っている事業所の従事者に対して、集合教育を実施するものです。

■北九州会場

・開催日時 令和元年7月10日(火)

・会場 北九州パレス

■福岡会場

・開催日時 令和元年7月17日(火)

・会場 ももちパレス

* 申込受付期間は、当協会のホームページでご確認ください。

第59回 福岡県BM協会 ゴルフ会開催

■開催日 平成31年4月19日(金)

■場所 福岡カンツリー倶楽部 和白コース

■参加者 28名

優勝者から
ひとこと

ニューゼネラル商事(株) 重藤 知司

まずもって、大変お忙しい中、たくさんの会員の皆様にご出席頂き、快晴の中、懇親ゴルフを無事に終えることが出来たことにお礼申し上げます。有難うございました。お陰様で、ハンディに恵まれ、優勝することが出来ました。世話役の優勝は申し訳ない気もしますが、平成最後の懇親ゴルフ大会で優勝出来たことは、素直に嬉しいです。

5月1日より元号が「令和」になりました。次回は10月に「令和元年懇親ゴルフ(第60回)」の開催となります。豪華賞品を取り揃えて開催したいと思っておりますので、たくさんの方々のご参加をお待ちしております。



4	火	貯水槽清掃作業従事者研修(北九州) 於: パークサイドビル
12	水	貯水槽清掃作業従事者研修(福岡) 於: 福岡県自治会館 16:00~ 調査広報委員会 16:30~ 環境管理部会 於: 県協会会議室
15	土	10:30~ 第41回アビリンピック福岡2019 於: 国立県営福岡障害者職業能力開発校 (北九州市若松区)
19	水	13:00~ 総務委員会 13:45~ 都市ビル環境の日部会 於: 県協会会議室
20	木	貯水槽清掃作業従事者研修(久留米) 於: 久留米ビジネスプラザ
24	月	15:00~ 第110回理事会 於: 県協会会議室
25	火	14:00~ 教育研修委員会 14:30~ 雇用促進支援部会 15:00~ 講師・指導員研修会 於: 県協会会議室
27	木	14:00~ 地域防災ネットワーク部会 14:30~ 労働福祉委員会 於: 県協会会議室

お忘れなく

毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
(申込みは、該当週の水曜日まで)

【福岡地区】

1日 宝珠山ほたる祭(東峰村)

2日 承天寺夏祈祷(福岡市博多区)

9日 白糸の滝開き(糸島市/白糸の滝)

17日 山田堰通水式<三連水車の回り始め>(朝倉市)

【北九州地区】

1日 水道まつり(岡垣町/岡垣町浄水場)

上旬 とばた菖蒲まつり(北九州市戸畑区)

上旬 ホタル祭り(豊前市)

上旬 花しょうぶまつり(みやこ町)

【筑豊地区】

1日 金山あじさい園開園<~下旬>(糸田町)

2日 飯塚新人音楽コンクール本選(飯塚市)

上旬 宮若ほたる祭(宮若市)

【筑後地区】

1日 緋(かすり)の里巡り in 筑後<~2日>(久留米市)

1日 高良大社川渡祭(へこかき)<~2日>(久留米市)

上旬 八女茶山唄日本一大会(八女市黒木町)

下旬 エツ祭(久留米市)

紹介している催しは、場合によっては変更されることがあります。お出かけの際は各市町村に確認してください。